

浜松市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年1月28日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年1月28日から2週間浜松市中央土木整備事務所（三方原）において一般の縦覧に供する。

令和8年1月28日

浜松市長 中野祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	根洗66号線	浜松市中央区根洗町746番8から 浜松市中央区根洗町749番9まで	前	最小 7.10m ～ 最大 7.10m	124.58m
			後	最小 10.09m ～ 最大 10.13m	